

# 令和2年度 退職予定者向け 共済制度説明会 年金制度補足説明資料

はじめに

令和3年1月14日に大阪府に緊急事態宣言が発令されたことにより、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年1月26日から29日まで開催予定であった退職予定者説明会を中止することとなりました。

説明会でお話させていただかずに済んだ内容は、既に配布済みである「令和2年度 退職予定者向け 共済制度説明会」の冊子に掲載しておりますので、熟読していただきたく存じます。

(冊子については <https://www.kouritu.or.jp/osaka/kousei/sonota/lifeplan/index.html> からPDFファイルでダウンロードも可能です)

その上で、わからない点や質問等ございましたら、遠慮なく 公立学校共済組合 大阪支部 の各担当にお問い合わせください。

各担当のお問い合わせ先については、冊子の背表紙に記載しております。

その中でも、年金制度については、冊子だけでは理解が進みにくい部分もありますので、別に補足資料を作成させていただきました。この資料が説明会の代わりに、年金制度の理解の一助となれば幸いです。

## 本資料の活用の仕方

- ・「令和2年 退職予定者向け 共済制度説明会」の冊子とともにご覧ください。
- ・資料に記載しているページについては、この冊子のページが該当します。
- ・冊子に掲載している年金制度の全てについて、本資料は作成されておられません。冊子に掲載している中でも、特に重要な項目をピックアップしております。
- ・《 》部分は、その項目を説明する際に、参照していただきたい部分を記載しています。

# P8

## 公的年金制度について

我が国の年金制度は、基礎年金制度（国民年金）と被用者年金制度（厚生年金保険）で構成されています。

### ○厚生年金制度について

厚生年金の被保険者は、勤務の形態により**第1号～第4号に区分**されています。

- 第1号** 民間会社等に勤務する方 【実施機関 日本年金機構】
- 第2号** 国家公務員の方 【実施機関 国家公務員共済組合】
- 第3号** 地方公務員の方 【実施機関 地方公務員共済組合(公立学校共済組合等)】
- 第4号** 私立学校で勤務される方 【実施機関 日本私立学校振興・共済事業団】

この区分は、この後の説明でも用語が出てきますので、覚えておいてください。

このうち、公立学校共済組合の組合員の方は、P8★印の「第3号厚生年金」に加入しています。

### ○厚生年金の計算方法と支給について

- ・公務員としての勤務における年金決定は、厚生年金期間のうち、**第2号と第3号の合計期間**で計算、支給します。
- ・公務員としての勤務期間の年金は、最後に加入した共済組合から支給されます。
- ・厚生年金については、加入期間だけでなく、給料等に比例して計算されます。

*民間企業や私立学校に勤務していた期間の年金はどうなりますか？*

同じ厚生年金制度においても、第1号厚生年金(一般厚生年金)及び第4号厚生年金(私学共済厚生年金)については、**公務員期間の年金とは通算されません**。この期間の年金については、**別途、日本年金機構または日本私立学校振興・共済事業団で計算・支給**されます。

### ○国民年金制度について

国民年金は、第1号～第3号に区分されており、

- 第1号 自営業者または学生等
- 第2号 第1号～第4号の厚生年金制度に加入している方
- 第3号 第2号の方に扶養されている配偶者の方

と区分されています。

このうち、公立学校共済組合の組合員の方は、P8★印の「国民年金第2号被保険者」に加入しています。

# P9～10

## 被用者年金一元化について

平成27年10月までは、民間企業に勤めていた方は厚生年金に加入し、公務員や私立学校の教職員は共済年金制度に加入していましたが、平成27年10月以降は公務員等も厚生年金に加入することとなりました。

被用者年金一元化のイメージについては、《P9の図》をご参照ください。

### ○一元化による、主な変更点

#### ・ 2階部分を厚生年金に統一

公務員も、厚生年金制度に加入することとなりました。

ただし、公務員の加入する第2号と第3号の厚生年金は期間を通算して年金決定を行いますが、第1号と第4号については通算されません。

#### ・ 3階部分(職域年金)の廃止

共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。《P19～22 参照》 ただし、一元化前(平成27年9月まで)の組合員期間については、経過措置として一元化前の方式で支給されます。

《P10 <被用者年金一元化後の年金支給イメージ>図 参照》

#### ・ 標準報酬制度への移行

平成27年10月以降、保険料の計算や年金の算定基礎となる給料等の額について、従前の手当率制から標準報酬制に変更になりました。

《P10 <被用者年金一元化による標準報酬制の導入>図 参照》

標準報酬の額の算定には、実際に支給された扶養手当、通勤手当や時間外手当等の額も含むため、年金の加入期間や給料等が同じでも、個人ごとに年金額に差が出てくることとなります。

# P12~14

## 老齢厚生年金について

### ○年金の受給資格は？

年金を受給するためには、受給資格の要件を満たす必要があります。現在、年金の受給資格については、年金の加入期間が10年以上必要となります。なお、《P12の表》のa～dの期間を合算して計算することができます。

### ○何歳から年金が受給できますか？

年金の支給開始年齢については、《P13<年金の支給開始年齢の引き上げ>》の図を参照してください。

生年月日により、年金の受給開始年齢が異なります。

例えば、今年度末に60歳で年度末到達による定年退職者の方は、64歳から年金を受給する権利が発生することとなります。



P13の表を参考にして、ご自身の年金の受給開始年齢をチェックしてみましょう！

### ○特別支給の老齢厚生年金

10年以上の受給資格を満たし、1年以上の厚生年金の加入期間（第1号～第4号を合算）がある者は、65歳まで特別支給の老齢厚生年金として、その方の生年月日に応じて支給されます。また、特別支給の老齢厚生年金は、繰下げ請求《P18参照》ができません。

### ○(本来支給の)老齢厚生年金

年金の受給権者が65歳に到達すると、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権が消滅し、新たに本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。

本来支給の老齢厚生年金は、特別支給の年金とは異なり、繰下げ請求《P18参照》を行うことができます。

### 特別支給と本来支給とは？

厚生年金法では、年金の受給開始年齢は65歳からと定められていますが、特例によって、《P13の図》のとおり、生年月日によって65歳より前の受給開始年齢が定められています。そのため、**65歳より前に受給権が発生する老齢厚生年金を特別支給**と呼んでいます。

## ○公務員以外の期間がある場合

民間企業等による勤務経験があり、第1号厚生年金の加入期間がある女性のみ、年金の受給開始年齢が異なっています。《P 14表参照》

例えば、今年度末で60歳到達による定年退職者の方は、公務員厚生年金は64歳が受給開始年齢となりますが、第1号厚生年金の加入期間がある女性は、その期間の年金の受給開始年齢のみ62歳となっています。

公務員の共済組合に加入した期間が35年あります。また、公務員の採用前に民間企業に3年勤めた経験があり、厚生年金に加入していました。私の年金はいつから受給できますか。(女性・昭和35年10月1日生まれ)



62歳到達時に、第1号厚生年金として民間企業に勤めていた3年分の年金の受給権が発生します。  
その後、64歳到達時に公務員として勤めた35年分の年金の受給権が第3号厚生年金として発生することとなります。  
ちなみに、男性には厚生年金の種別による受給権発生年齢の差はありません。《P 75 Q12 参照》

## ○年金の構成図

一般的な年金の構成について記載していますので、《P 14の図》をご参照ください。

# P15

## 加給年金について

満65歳に到達時、年金受給者に生計を維持される配偶者または子がおられる場合、加給年金が加算されます。

### 生計を維持されるとは？

加給年金における生計維持とは、**健康保険上の扶養認定や税法上の扶養控除とは関係ありません。**基本的に、収入要件を満たし、住民票上同一世帯であれば、生計維持しているものと認められます。別居や、住民票が別世帯の場合は、個別のケースごとに判断を行います。

### ○加給年金の加算を受けるためには（要件）

- ・年金受給者の厚生年金の加入期間が20年以上であること（第1号～第4号の合計）
- ・配偶者の要件
  - ①65歳未満の者
  - ②収入が850万円未満であること(所得の場合は655.5万円未満)
    - 例外的に、配偶者が定年退職で、5年以内に収入が850万円を下回るのが確実な場合、収入が超過していても、加給年金の加算の対象とできます。
- ・子の要件
  - ①18歳に達した年度末までの者 または 20歳未満で共済組合が認める障害等級1～2級に該当する者

### ○いくら加算されるのか（支給年額）

配偶者の場合	390,900円（特別加算額含む）
子の場合 2人目まで1人につき	224,900円
3人目から1人につき	75,000円（※金額は全て令和2年4月現在単価）

### ○いつ請求するのか（申請方法）

特別支給の老齢厚生年金の請求時に、要件を満たす配偶者または子がいる場合、申請することとなります。そのため、今年度末に60歳到達による定年退職者におかれては、**64歳の年金請求時に申請**します。（繰上げ請求《P17参照》される方は、繰上げ請求時となります）

### 申請は年金の受給権発生時のみ？

加給年金は特別支給の老齢厚生年金の請求時に申請することとなりますが、例えば65歳到達時までに婚姻や養子縁組等により加給年金対象者が新たに生じた場合、65歳時点でも申請は可能です。

## ○加給年金が停止する要件があります（加給年金の停止）

- ・年金受給者本人が、65歳以上で再就職等により第1号～第4号の厚生年金制度に加入しており、年金が全額支給停止となる場合。
- ・配偶者が、配偶者自身の加入期間20年以上を有する厚生年金等の公的年金の受給を開始した場合。

### よくあるケース

お互い長い勤務期間がある、年齢の近い夫婦が該当します。

例 年金受給者 妻 S35.4.2 生まれ 第3号厚生年金加入期間 42年  
配偶者 夫 S36.3.3 生まれ 第3号厚生年金加入期間 41年

この夫婦の場合、妻が64歳で受給開始年齢に達するため、その時点で加給年金を請求することとなります。ただし、妻が65歳に到達する前に、夫が64歳の受給権発生年齢に到達し、20年以上の年金の受給が開始されます。この場合、加給年金の請求はできますが、停止の要件に該当するため、結果、加給年金の加算はありません。

- ・配偶者が、障害を給付事由とする年金を受給している場合
- ・年金受給者本人が65歳未満で障害者特例や長期在職による年金を受けていたが、再就職により厚生年金（第1号～第4号）に加入する場合

## ○こんなとき、加給年金は失権します（加給年金の失権）

- ・配偶者が65歳に到達したとき
- ・子が18歳に達した年度末をむかえた場合 または 障害等級1～2級に該当する子が20歳に到達したとき
- ・対象となる配偶者または子が死亡したとき
- ・離婚・婚姻等で年金受給者との戸籍関係が途絶えたとき
- ・対象者の収入が、限度額を超えた場合

## P16

### 長期在職の特例について

**公務員厚生年金期間が44年以上**ある場合は、特例があります。

この特例が適用されれば、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生以降に、老齢基礎年金に相当する部分が定額部分として加算されます。《P 1 6 上の図 参照》

また、加給年金対象者となる配偶者や子がいる場合、加給年金が請求できます。《P 1 5 参照》

#### ○長期在職の特例を受けるためには(要件)

- ・公務員厚生年金期間が、44年以上あること

第2号と第3号の公務員厚生年金の期間のみの合算で計算します。第1号及び第4号の厚生年金期間は含まれません。

- ・厚生年金の被保険者でないこと

この特例を受ける場合は、厚生年金(第1号～第4号)に加入していないことが要件となります。

## P16

### 障害者特例請求について

**障害等級が3級以上**の場合、特例請求を行うことができます。

この特例が適用されれば、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生以降に、老齢基礎年金に相当する部分が定額部分として加算されます。《P 1 6 下の図参照》

また、ご自身の厚生年金の加入期間が20年以上あり、加給年金対象者となる配偶者または子がいる場合、加給年金が請求できます。《P 1 5 参照》

#### ○障害者特例請求を行うには(要件)

- ・障害等級が3級以上の障がい状態に該当すること

年金の実施機関が認定する、障害等級に該当する必要があります。身体障害者手帳等の等級とは異なりますので注意してください。

- ・厚生年金の被保険者でないこと

この特例を受ける場合は、厚生年金(第1号～第4号)に加入していないことが要件となります。



障がい状態にある方で、まだ障害年金に関する等級をお持ちでない方は、一度 公立学校共済組合 年金グループ までご相談ください。

**働いている場合、長期在職または障害者の特例を受けられないことがあります。**

これらの特例を受ける場合、「厚生年金の被保険者でないこと」が要件とされています。

そのため、公務員期間が44年以上の方または障がいの等級に該当される方が、再任用や再就職等によって働いている場合で、**第1号～第4号の厚生年金に加入した場合、その間は特例が受けられません。**

また、いったん退職し、特例を受けていても、再就職により第1号から第4号の厚生年金に加入した場合、その間も特例が受けられません。ご注意ください。



長期在職や障害者に係る特例を受けるには 働いていない、もしくは働いていても厚生年金に加入していない状況が必要となります。

# P17

## 年金の繰上げ制度について

繰上げ請求を行うと、支給開始年齢前に、老齢厚生年金を受給することができます。

### ○繰上げ請求の要件は？

- ・ 60歳に到達した日以降、支給開始年齢に到達する日の前日までに繰上げ請求を行うこと
- ・ 受給資格(年金加入期間10年以上)を満たし、かつ国民年金の任意加入被保険者でないこと。

### ○繰上げ請求するメリットは？

- ・ 繰上げ請求を行えば、支給開始年齢前に、請求した月の翌月分から年金を受給することができます。

### ○繰上げ請求するデメリットは？

- ・ 年金額が、生涯にわたって減額されます。
- ・ 年金額が繰り上げた月数1ヶ月あたり、0.5%減額となります。(最大5年間で30%減)

法改正情報 令和4年4月

繰上げ請求に関する1ヶ月あたりの減額率が、0.4%に引き下げの予定です。

- ・ 老齢基礎年金と老齢厚生年金(第1号～第4号)の全てを同時に繰り上げる必要があります。
- ・ 障害厚生(基礎)年金について、請求できなくなる場合があります。

繰上げ請求した場合のイメージについては、《P17中央図》を参照してください。



年金の支給開始年齢が引き上げられる中で、年金の繰上げ請求は有利なように思います。

しかし減額された年金が生涯続く等のデメリットがある他、いったん繰上げ請求を行うと、取り下げることができません。

請求される場合は、慎重に検討するようにしましょう。

## 年金の繰下げ制度について

65歳から受給権発生する老齢基礎年金と老齢厚生年金は、繰下げ請求ができます。  
ただし、障害年金(障害基礎年金含む)または遺族年金の受給権のある者は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。

### ○繰下げ請求のメリットは？

- ・年金額が繰下げた月数1ヶ月あたり、0.7%増額となります。また、最大で60ヶ月(70歳)まで繰下げが可能です。(最大5年間 4.2%増)

法改正情報 令和4年4月

繰下げ請求について、75歳まで可能となります。(最大120ヶ月)

- ・老齢基礎年金と老齢厚生年金について、同時に繰下げもできますが、一方のみの繰下げを選択することも可能です。ただし、老齢厚生年金(第1号から第4号)は、同時に繰下げが必要となります。



年金の繰下げのパターンは、組み合わせが可能です。

- ①「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の両方を繰り下げる
  - ②「老齢基礎年金」のみ繰り下げて、「老齢厚生年金」は65歳から受給する。
  - ③「老齢厚生年金」のみ繰り下げて、「老齢基礎年金」は65歳から受給する。
- ただし、第1号と第3号等の異なる種類の複数の老齢厚生年金の受給権がある場合は、老齢厚生年金は同時に繰り下げる必要があります。  
例えば、第1号を繰り下げて第3号のみ65歳から受給することはできません。

### ○繰下げ請求のデメリットは？

- ・65歳到達時から、66歳までは繰下げ請求できません。最低でも、1年間(12か月)繰り下げる必要があります。
  - ・老齢厚生年金を繰下げて支給のない間は、加給年金《P15参照》は支給されません。
  - ・繰下げ希望者が65歳以降に厚生年金(第1号～第4号)に加入しており、年金の一部または全額支給停止になる給料等で勤務している場合の繰下げの年金額は、支給停止計算後の年金支給額に対して増額率を乗じて計算した額となります。
- ※在職中の支給停止額は、増額されません。



65歳以上も働いて給料をもらう予定です。年金を繰り下げれば、将来の年金も増えるし、お得ですよ？



65歳以降、年金を繰下げている場合でも、再任用や再就職により厚生年金に加入し、年金の一部または全部が支給停止となる条件で勤務されている場合、繰下げの年金の増額率は、支給停止計算後の年金にしか乗じることができません。そのため、想定よりも年金が増額されないケースがあります。また、年金を繰下げている間は、加給年金も支給停止となります。年金を繰下げながら働く場合は、注意が必要です。

## P26

# 再就職による年金の支給調整について

### ○どんな時に年金が支給停止となりますか？

年金の受給権がある者が、再任用や再就職等で厚生年金制度（第1号～第4号）の被保険者になっており、年金と賃金の一部が一定の金額を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止となります。

### ○支給調整のための、手続きは？

手続きの必要はありません。 共済組合本部が日本年金機構や私学共済と情報交換をします。  
ただし、情報交換には時間を要するため、情報が入り次第、都度遡って年金の支給調整がされます。

### ○どのような基準で、停止調整になりますか？

65歳未満→ 「年金」 + 「賃金」 が28万円を超えた場合に支給調整

65歳以上→ 「年金」 + 「賃金」 が47万円を超えた場合に支給調整

※28万円と47万円は、物価と賃金の変動によって1万円単位で改定します。

法改正情報 令和4年4月より  
65歳未満の28万円が、令和4年4月以降、47万円となります。  
(65歳以上と同じ基準となります。)



今年度末で60歳到達による定年退職者の方が、64歳で年金の受給権が発生したときは、65歳未満でも47万円の基準で計算されることとなりますね。

### 年金とは

老齢厚生年金(年額)を12分の1した額

ただし、複数の老齢厚生年金の受給権がある者は、すべての額を合算した額。

3階部分に相当する、経過的職域加算額 及び 年金払いの退職給付 は除きます。《P28下の図》

### 賃金とは

「標準報酬月額」 + 「直近1年間に支給された標準賞与の額を12分の1した額」

### ○支給停止に係る計算方法は？

①65歳未満で賃金が47万円以下の場合 《P26下図》

→「年金」 + 「賃金」 が、28万円を超えた場合、超えた額の2分の1が支給停止

② 65歳未満で賃金が47万円以上の場合 《P27上図》

→ 「賃金」の47万円を超えた額(b)と

「年金」+「賃金」が28万円を超えた額から、(b)の額を除いた2分の1が支給停止

③ 65歳以上の場合 [令和4年4月以降は、65歳未満も適用] 《P27下図》

→ 「年金」+「賃金」が47万円を超えた場合、超えた額の2分の1が支給停止

### ○3階部分に係る年金の支給停止について

今まで説明してきた年金の支給停止については、年金の2階部分（老齢厚生年金）のみの計算となります。

3階部分の年金（経過的職域加算 及び 年金払いの退職給付）については、加入する年金制度によって取り扱いが異なります。

第1号厚生年金（民間企業等）に加入する場合 … 全額支給

第2号厚生年金（国家公務員）に加入する場合 … **全額停止**

第3号厚生年金（地方公務員）に加入する場合 … **全額停止**

第4号厚生年金（私立学校教職員）に加入する場合 … 全額支給

つまり、年金受給者が公務員の厚生年金に加入した場合、年金の3階部分は全額支給停止となります。また、2階部分の支給停止のように、年金や賃金の額での計算も行いません。

## P28



ここまで、年金の支給調整について説明してきましたが、具体的に計算していただく方が、より理解が深まると思います。

《P28の(参考)》に、具体的な数字を記入することで、支給停止の計算ができる表があります。

そこで、具体的な年金額や給料等を設定した【設問】を2つ準備しました。

時間のある時に、チャレンジしてみてください。また、設問の解答と解説も準備しています。

【設問1 下記の条件の者の年金の支給月額を計算してください】

加入年金制度	公立学校共済組合（第3号厚生年金）
年金適用年月	令和3年7月
年 齢	64歳
標準報酬月額	28万円
老齢厚生年金	144万円（月額12万円）
過去1年間の賞与額	60万円（月額5万円）
経過的職域加算額	24万円（月額2万円）

【設問2 下記の条件の者の年金の支給月額を計算してください】

加入年金制度	一般の厚生年金（第1号厚生年金）
年金適用年月	令和4年10月
年齢	67歳
標準報酬月額	38万円
老齢厚生年金	144万円（月額12万円）
過去1年間の賞与額	60万円（月額5万円）
経過的職域加算	24万円（月額2万円）

**解答・解説編**

【設問1 解答】 **35,000円**

A	標準報酬月額	+	B	過去1年間の ボーナスの1/12	+	C	老齢厚生年金 の1/12	=	D	収入月額
	280,000		50,000		120,000		450,000			
D	収入月額	-	28万円	支給停止調整額	)	×	$\frac{1}{2}$	=	E	支給停止額
	450,000		28万円	※令和4年4月以前の65歳未満のため					85,000	

支給される額は…

C	老齢厚生年金 の1/12	-	E	支給停止額	)	+	F	経過的職域加算 の1/12	=	G	年金の 支給月額
	120,000		85,000				0			35,000	円
	※C-Eがマイナスなら、0円。 厚生年金部分の支給がない。						※フルタイム再任用等 公務員共済加入中は、 は全額支給停止です。				

【設問1 解説】

- A 280,000 → そのまま標準報酬月額が入ります
- B 50,000 → 直近1年間の賞与を12で割るので60万÷12=5万
- C 120,000 → 老齢厚生年金の額を12で割るので144万÷12=12万
- D 450,000 → A+B+Cの結果が入ります
- E 85,000 → Dから、28万円をマイナスし、その超えた分を÷2します  
この額が、令和3年7月の年金の支給停止の月額となります。
- F 0 → 第3号厚生年金に加入中のため、全額支給停止です
- G 35,000 → C-E+Fにより、この月の年金支給額が計算できます

**参考**

<支給停止がかからない場合の支給月額>

老齢厚生年金 12万円    経過的職域加算額 2万円    支給額 14万円

【設問2 解答】 100,000円

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{標準報酬月額} & & \text{過去1年間の} & & \text{老齢厚生年金} & & \text{収入月額} \\
 \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\
 & & \text{ボーナスの1/12} & & \text{の1/12} & & \\
 \boxed{380,000} & + & \boxed{50,000} & + & \boxed{120,000} & = & \boxed{550,000} \\
 \\ 
 \text{収入月額} & & \text{支給停止調整額} & & \text{支給停止額} & & \\
 \left( \text{D} \right. & & & & & & \text{E} \\
 & & \boxed{550,000} & - & \boxed{47万円} & & \\
 & & & & \text{※65歳以上のため} & & \\
 & & & & \left. \right) \times \frac{1}{2} & = & \boxed{40,000}
 \end{array}$$

支給される額は…

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{老齢厚生年金} & & \text{支給停止額} & & \text{経過的职业域加算} & & \text{年金の} \\
 \text{C} & & \text{E} & & \text{F} & & \text{G} \\
 & & \text{の1/12} & & \text{の1/12} & & \text{支給月額} \\
 \left( \boxed{120,000} & - & \boxed{40,000} \right) & + & \boxed{20,000} & = & \boxed{100,000} \text{円} \\
 \text{※C-Eがマイナスなら、0円。} & & \text{厚生年金部分の支給がない。} & & \text{※一般厚生年金加入} & & \\
 & & & & \text{の場合は、全額支給} & & \\
 & & & & \text{となります。} & & 
 \end{array}$$

【設問2 解説】

- A 380,000 → そのまま標準報酬月額が入ります
- B 50,000 → 直近1年間の賞与を12で割るので60万÷12=5万
- C 120,000 → 老齢厚生年金の額を12で割るので144万÷12=12万
- D 550,000 → A+B+Cの結果が入ります
- E 40,000 → Dから、47万円をマイナスし、その超えた分を÷2します  
この額が、令和4年10月の年金の支給停止の月額となります。
- F 20,000 → 第1号厚生年金に加入中のため、全額支給されます
- G 100,000 → C-E+Fの額により、この月の年金支給額が計算できます

参考

<支給停止がかからない場合の支給月額>

老齢厚生年金 12万円 経過的职业域加算額 2万円 支給額 14万円

このように、個々の年金額や、再就職によって加入する厚生年金制度や適用となる標準報酬の額によって、年金の停止計算の結果は変わります。

再任用や再就職をされる際、ご自身の年金額と加入する厚生年金制度や給料や賞与の額等がわかれば、おおよその年金の停止額がこの表によって計算できると思われます。ぜひご活用ください。

不明な点については、公立学校共済組合までお問い合わせ下さい。